

京田辺市規則第10号

京田辺市無料自転車駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市無料自転車駐車場条例（令和3年京田辺市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(駐車期間)

第3条 条例第5条第10号の市長が別に定める期間は、30日間とする。

(撤去し、保管した車両等の告示)

第4条 条例第10条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 撤去年月日
- (2) 撤去場所
- (3) 車両等の特徴
- (4) 保管及び返還する場所
- (5) 保管期間
- (6) 保管期間経過後の措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(車両等の返還手続)

第5条 車両等の返還を受けようとする者は、別表第1に掲げる本人確認書類を提示し、返還申請書兼受領書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の本人確認書類を提示することが困難な場合は、別表第2に掲げる書類のいずれか2つ以上の本人確認書類を提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請が適切と認められる場合は、車両等を保

管している場所において、現状のまま返還するものとする。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1	個人番号カード（個人番号通知カード及び個人番号通知書は不可）
2	運転免許証
3	運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの）
4	旅券（パスポート）
5	在留カード
6	特別永住者証明書
7	身体障害者手帳
8	療育手帳
9	精神障害者保健福祉手帳
10	住民基本台帳カード（写真付き）
11	官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ、写真が表示されたもので、市長が適当と認めるもの

別表第2（第5条関係）

1	国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者証
2	介護保険の被保険者証
3	健康保険日雇特例被保険者手帳
4	国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証
5	私立学校教職員共済制度の加入者証
6	国民年金手帳
7	生活保護受給証明書
8	住民票（写しでも可）
9	学生証、社員証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
10	住民基本台帳カード（写真なし）
11	前各項に掲げる書類に類するものであって、市長が適当と認めるもの

別記

様式（第5条関係）

返還申請書兼受領書

年 月 日

（あて先）京田辺市長

申請者 住所

氏名

電話番号

所有者との続柄（本人 家族・親戚 知人）

京田辺市無料自転車駐輪場条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり車両等の返還を申請します。

駐車した日	年 月 日
駐車した駐輪場	
種別・番号	<input type="checkbox"/> 自転車【防犯登録番号： <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無】
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車【標識番号： <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無】
	<input type="checkbox"/> 車両【標識番号： <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無】
メーカー名	
車体の色	<input type="checkbox"/> 黒 <input type="checkbox"/> シルバー <input type="checkbox"/> 白 <input type="checkbox"/> その他（ ）
車体番号	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無
その他（特徴）	

上記の車両等を受領しました。

年 月 日

（あて先）京田辺市長

受領者 住所

氏名

※処理欄	本人確認書類 確認方法	
担当者		

※欄は記入しないでください。